公益社団法人野田市シルバー人材センター就業規程

第 1 章　　総　　則

（目　的）

第 1 条　この規程は、公益社団法人野田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第 3 条の規定に基づき、会員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

（センターにおける就業）

第 2 条　センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2　センターは会員の就業にあたって社会的地位、性別、信条、門地、宗教、国籍などの理由で差別的取り扱いをしてはならない。

第 2 章　　就　　業

（仕事の受注）

第 3 条　センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けてセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

（仕事の配分割当）

第 4 条　センターは、受注した仕事について会員の就業希望を考慮し、あらかじめ仕事の内容、就業時間等の諸条件を会員に明示して、その同意を得て割り当てるものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

2　会員は、就業報告書を携帯し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、速やかにセンターに提出しなければならない。

（就業時間）

第 5 条　会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して、1 日 8 時間以内とする。ただし、センターは職務の性質、就業場所、季節等の事情によりその始業時間、休憩時間、休日等に基準について、別に定めることができる。この場合、労働基準法を尊重して定めるものとする。

（配分金）

第 6 条　会員の就業に伴う配分金については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合って個別に提示し、原則として、毎月末締切り、翌月末支払いとする。その基準については、別に定めるところによる。

（健康と能力に応じた就業と安全衛生）

第 7 条　センターは、その受託した業務との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（就業上の留意事項）

第 8 条　会員は、就業にあたり相互に次の点に留意するものとする。

（1）センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
（2）やむを得ない事情で就業ができない場合は、事前にセンターに届出を行い、発注者に迷惑をかけないように努めること。
（3）就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。
（4）就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
（5）就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業を実施してはならない。

（信用の保持）

第 9 条　会員はセンターの信用を傷つけ、またはセンターの不名誉となるような行動をとってはならない。

（就業の停止）

第 10 条　センターは、次に該当するときは、当該会員の就業を停止するものとする。
（1）会員から就業を取りやめたいと申し出があったとき。
（2）就業が、その会員の健康及び福祉に反すると認められたとき。
（3）会員が第 7 条の留意事項に反したと認められるとき。
（4）天災地変やその他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。

第 3 章　　共　同　作　業

（共同作業の留意事項）

第 11 条　会員が就業にあたり、共同作業を必要とする場合は、会員は第 2 章の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。
（1）就業する会員の中からリーダーを互選すること。
（2）リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
（3）就業する会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
（4）就業する会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
（5）就業中の会員が、けがまたは身体や健康状態の異常などの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は直ちにリーダー及びセンターまたは発注者に連絡する等応急の措置をとること。

第 4 章　　安　全・衛　生

（センターの措置義務）

第 12 条　センターは、会員の就業にあたり、その安全、衛生、災害防止等の面で常に配慮し、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（健康診断）

第 13 条　センターは、会員の就業に際し、その健康と福祉の増進のため、毎年 1 回以上健康診断

を行うものとする。

2　健康診断の結果、特に必要がある場合、センターは、会員に対し就業を一定期間禁止するか、あるいは就業時間、職種の変更等をさせることができる。

第 5 章　　傷　害　保　険

（傷害保険）

第 14 条　会員の就業中などにおける傷害事故等については「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2　傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従わなければならない。

第 6 章　　損　害　保　険

（損害保険）

第 15 条　会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2　会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有，使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附　則

この規程は、公益社団法人野田市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。